「旧雄物川流域水害対策計画（素案）」に関する意見募集について

秋田県と秋田市は、令和５年７月洪水で大きな浸水被害のあった旧雄物川流域において、同規模の降雨による浸水被害の軽減と流域治水の取組の深化を目的とする「旧雄物川流域水害対策計画」の策定作業を進めてきました。

今回は、「旧雄物川流域水害対策協議会」を通して学識経験者や関係機関から助言等を聴取しながら策定した、ソフト・ハード両面での浸水被害対策（特定都市河川流域内の関係機関が行う河川整備や下水道整備など）をとりまとめた計画（素案）について、県民等からのご意見を募集します。

１ 計画の名称

旧雄物川流域水害対策計画(素案)

２ 意見の提出期間

令和８年１１月１７日（火）から令和８年１２月１８日（金）まで（必着）

３ 関係資料等の閲覧方法

県のホームページ（下記）のほか、建設部河川砂防課、総務部秘書課報道・広聴室及び各地域振興局総務企画部地域企画課でご覧いただけます。

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/100200

４ 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メール、入力フォーム（下記）のいずれかの方法により提出してください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSegHq5HMHHPI_3CpTBpzqNZg1HrsJPn6qwbjqt0kVoyV2PefA/viewform?usp=publish-editor

５ 意見提出の際の留意事項

いずれの提出にあたっても、提出される方の住所・氏名を明記してください。

住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。

６ 提出された意見の公表

提出いただいたご意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。

その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

７ 意見の提出先

秋田県 建設部 河川砂防課 調整・企画管理チーム

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目１－１

ＴＥＬ：０１８－８６０－２５１１、ＦＡＸ：０１８－８６０－３８０９

メール：r-kikaku@mail2.pref.akita.lg.jp